

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	大 橋	一 隆
同	土 岐	恭 生

令和 7 年度監査委員監査結果報告の提出について

(地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を以下のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所

- ・ 主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

健康局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1)現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	—
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。計理状況を適切に監理しているか。	—
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	エ 固定資産及びPC等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む）が適切に行われているか。	—
(2)現行業務及び組織運営体制が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか、設立目的を達成するために必要な組織運営体制が構築され、各事業は効果的・効率的に実施されているか。	—
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているか。	—
	ウ 運営状況及び財政状態は良好か。	—
(3)交付金・補助金の申請並びに経理が適切になされないリスク	ア 交付金・補助金の交付申請書の申請金額と実績報告書の金額、金融機関の入出金記録は一致しているか。	—
	イ 交付金・補助金の算定方法は適切か。	—
	ウ 事業内容は、事業計画や交付金・補助金の交付条件に準拠したものとなっているか。	—
	エ 交付金・補助金に関する帳票の整備及び記帳状況は適切か。	—
	オ 予算執行にあたり、競争性を確保する仕組みが構築され、コスト削減が図られているか。	—
(4)本市からの受託事業が適切に実施されないリスク	ア 本市からの受託事業にかかる見積り及び精算額の算定が適切になされているか。	—
	イ 本市からの受託事業が、委託契約書及び仕様書に従い、適切に実施されているか。	—
	ウ 本市からの受託事業に関する帳票の整備及び記帳状況は適切か。	—
(5)財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	指摘事項1 指摘事項2

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
	イ 関係帳票の整備、記帳等は適切に実施されているか。また、会計経理は適切か。	—
(6) 不正又は法令違反等のリスク	ア 業務実施に影響を与える法令等が網羅的に特定され、順守に必要な体制が構築されているか。	—
	イ 不正又は法令違反等を適時に発見又は防止するための体制（通報窓口等）が構築され、適切に運用されているか。	—
	ウ 業務運営に重要な影響を与える不正又は法令違反等が特定された場合に、役員及び所管局への報告を含め、適切に対処されているか。	—
(7) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	—
(8) 指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 施設取得にかかる会計処理については是正及び改善を求めたもの

【地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所に対して】

地方独立行政法人会計基準第87第1項において、現物出資された建物等資産又は地方公共団体からの施設費を財源とする建物等資産は、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして設立団体の長による特定を受けた^(注)上で、当該資産の減価償却相当額は、損益計算書上の費用には計上せず、貸借対照表上の資本剰余金（純資産）を減額する旨が規定されている。

また、同基準第 80 において、施設費を受領したときは貸借対照表上の預り施設費（負債）として整理し、同基準第 87 による特定を受けたときは、預り施設費を資本剰余金（純資産）に振り替える旨が規定されている。

（注） 「減価に対応すべき収益の獲得が予定されていない」とは、例えば公共サービスを提供するなど収益事業を主目的としない法人において、固定資産の利用による減価償却費が事業活動収益によって直接的に賄われないことをいい、該当する資産について、減価償却費に相当する額は資本剰余金から減額することによって処理するものとして、設立団体の長の特定を受けることになっている。

当該法人は、森ノ宮センター（旧大阪府立公衆衛生研究所）と天王寺センター（旧大阪市立環境科学研究所）の 2 施設を一元化するに当たり、令和 2 年度に大阪府より施設の現物出資を受け、平成 30 年度から大阪府・市より施設費の交付を受けている。当該一元化施設は、収益事業を主目的としていない地方衛生研究所であることから、設立団体の長の特定を受ける必要がある。

上記の特定を受ける手続及び会計処理を確認したところ、大阪府より現物出資された建物について、会計処理の勘定科目誤りはなかったものの、設立団体の長による特定を受けておらず、大阪府・市から交付を受けた施設費を財源とする施設については、設立団体の長による特定を受けておらず、預り施設費を資産見返補助金等（負債）に振り替える会計処理がされていた（下図参照）。

〔地方独立行政法人会計基準〕		〔現状〕	
仕訳		仕訳	
【借方】	【貸方】	【借方】	【貸方】
現金及び預金（資産）	預り施設費（負債）	現金及び預金（資産）	預り施設費（負債）
預り施設費（負債）	資本剰余金（純資産）	預り施設費（負債）	資産見返補助金等（負債）

貸借対照表		貸借対照表	
(資産の部)	(負債の部)	(資産の部)	(負債の部)
	(純資産の部)		資産見返補助金等の増加
	資本剰余金の増加		(純資産の部)

これは、地方独立行政法人会計基準に基づいた設立団体の長による特定を受ける手続について認識できていなかったことが原因である。

現状では、拠出者の意図や取得資産の特性を踏まえた会計処理及び財務諸表とならないリスク、誤った会計処理及び開示により財務諸表の利用者に誤解を与えるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

1. 本法人は、遡及して設立団体の長による特定を受けられたい。
2. 本法人は、取得時点に遡って預り施設費を資本剰余金に振り替えた上で、令和7年度決算において施設取得時からの影響を財務諸表に取り込まれたい。
3. 本法人は、地方独立行政法人の会計処理に当たって誤りやすいポイントや設立団体との事前協議が必要な事項を留意事項として取りまとめて関係職員に共有することや、地方独立行政法人会計基準に詳しい会計の専門家から、これまでの支援に加えてチェックリストの作成に関する支援も受けるなど、会計処理の正確性を確保し、財務諸表が適正に作成される仕組みを講じられたい。

2 財務諸表の注記については是正及び改善を求めたもの

【地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所に対して】

地方独立行政法人会計基準第60注記事項第1項及び第2項において、「行政コスト計算書には、地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストを注記しなければならない」及び「地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストは、行政コストから自己収入等を控除し、国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用を加算することにより算定される。」と規定されている。

また、『「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A』QA78-5-5において、金融商品に関する具体的な注記内容は、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」を参考とし、重要性の乏しいものを除き、金融商品の時価等に関する事項等を注記する旨と、「金融商品の時価等に関する事項」のうち、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができ、注記を省略する場合には、理由と省略している旨を記載すると規定されている。

令和6年度の財務諸表の損益計算書及び行政コスト計算書に関する注記事項を確認したところ、住民等の負担に帰せられるコストの注記において、法人が所有する施設に入居している大阪市立環境科学研究センターからの賃貸料及び施設維持管理分担金のうち、賃貸料は行政コストから控除する自己収入に含まれていたが、施設維持管理分担金収益を控除する自己収入に含んでおらず、住民等の負担に帰せられるコストが過剰に計上されていた。

また、同年度の財務諸表の金融商品の時価等に関する注記事項を確認したところ、注記されていた金融商品はリース債務のみであり、金融商品に該当する現金及び預金、未収入金、未払金の記載はなく、注記を省略している旨の記載もなかった。

法人によると、会計担当者は、地方独立行政法人会計基準が規定する注記情報の趣旨は理解していたものの、住民等の負担に帰せられるコストの具体的な控除対象についての理解が不足しており、注記を省略する場合の情報開示についても認識していなかった、とのことである。

これは、地方独立行政法人会計基準の内容に対する理解が不十分であったことが原因である。

現状では、住民等の負担に帰せられるコスト及び金融商品の時価情報について、財務諸表の利用者に誤解を与えるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

本法人は、財務諸表の注記事項について誤りやすいポイントやほかの開示事項等との整合性が求められる箇所を留意事項として取りまとめて関係職員に共有することや、地方独立行政法人会計基準に詳しい会計の専門家から、これまでの支援に加えて開示書類の網羅性や正確性に特化した支援も受けるなど、開示書類の精度を高める仕組みを講じられたい。

第7 その他

留意すべき事項

【健康局に対して】

大阪府と市は「地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約」を定めており、同規約第10条に規定する「特定の償却資産の指定」のように、会計処理の条件として設立団体の長による指定の手続を必要とするものもある。

健康局は、法人及び大阪府とより一層の連携を図るとともに、同規約に該当する手続について、所管所属として主体的に関与されたい。